

日中戦争論ノート

明 石 岩 雄

一 問題意識

一九三一年九月一八日の「満州」に対する公然たる武力侵略の開始から、日中戦争の全面化・対米開戦をへて、一九四五年八月一五日の日本帝国主義の敗北にいたる過程は、一般に「十五年戦争」として総括される。

この「十五年戦争」という把握のしかたは、一九六〇年代において、「大東亜戦争肯定論」に代表される反動的歴史観が公然と戦後民主主義への挑戦を開始した際、これにまっとうから対抗し、こうした反動的な歴史観が国民の間に浸透することがないことを、また、ふたたび日本国民がかつての侵略戦争と暗黒のファシズムの時代を自らが選択することのないことを願う、戦後日本の歴史学界のもっとも良心的な研究者・教育者によって支持され、多くの人々

がこれに賛同した。その根底に共有されたものは戦前日本の歴史学を支配した天皇中心史観に対する否定であり、戦後歴史学の原点である人民中心史観であったと言える。その後、これをテーマとする研究は急速な発展を見せ、とくにこの二十年間あまりの研究の進展はめざましいものがある。おそらく、今日の日本近現代史研究における、もっとも活気あるテーマと言ってよいのではないか。

だが、それにもかかわらず、過去の戦争を肯定し、また天皇に代表される戦争責任の問題をあいまいにし、天皇制を合理化しようとする動きは、歴史学界の内外において弱まるどころか、以前にもまして強まりつつあるかのように見える。新天皇の即位、中国における天安門事件、東欧・ソ連における共産党政権の崩壊とそれにとまなう民族的和合とそして対立の激化、奇妙な湾岸戦争、さらにそれをき

っかけとして一挙に表面化した日本の海外派兵の策動。この二、三年のうちにおこった出来事もまた、こうした最近の傾向とは無関係ではありえない。

日本国民の歴史意識に責任を負う歴史学は何をなし得て、また何をなし得ずにいるのか。戦後の歴史学の成果について、決して清算的ではなく、しかも根本的な問題にまでたち帰っての総括が今日ほど国民から強く求められているときはないように思われる。

「十五年戦争」論についていえば、実証的な研究努力によって戦争の実相に迫る多くの諸事実が、つぎつぎと発表され、また、それらの成果をくみいれた「十五年戦争」の体系的な叙述の試みが、江口圭一氏の最新の業績⁽¹⁾をはじめとして個人もしくは共同作業としてなされつつある。だが、それにもかかわらず、なお検討すべき理論的問題や、不明のままに残されている分野があるように思う。

いま中国の歴史学界では、天安門事件を契機に、現在の市場解放路線をめぐって、資本による経済成長と社会主義との関係、かつての国民党政権下の門戸開放政策と中国革命との関係⁽²⁾、等の中国現代史の全体的な枠組みにかかわる問題にまで及ぶ、深刻な論争が展開されようとしていると

いう。中国でのこうした論争は、当然のことながら「十五年戦争」研究に根本的な再検討をうながすものとなる⁽³⁾。

本稿は、以上のような問題意識にたつて、私自身がこれまでに発表した若干の研究をもとに、このテーマについての私の仮説的見解を、いくつかの基礎的事実の解釈とともに、研究ノートとしてまとめたものである。

二 課題の限定

日本はなぜ「満州国」をうちたてる必要があったのか、日本は何のために日中戦争の全面化に走ったのか、それは世界戦争としての太平洋戦争とどう関連するのか。そもそも日中戦争が第二次世界大戦の一部を構成するとはどういう意味なのか。こうした基本的な疑問について回答を求めするためには、なによりもまず戦争目的を厳密に明らかにすることが必要だと考える。

戦争目的を厳密に明らかにすることについてすでに説明しておきたい。一般的に言えば、戦争史の研究は二つの方向からなされる必要がある。ひとつは戦争そのもの実態を明らかにすることである。いかに戦争が遂行されたか、それはいかなる結果を生みだしたか。いわば、実態

究明的ないしは機能論的アプローチである。もうひとつは戦争の原因論的アプローチである。だが実際の研究に際してはこれらをはっきりと区別するのは困難で、したがって機能論的解釈をもって戦争の原因論に代用する場合が少なくない。「十五年戦争」を論じる場合にも、「満州事変」から太平洋戦争までの全過程を機能論的因果関係によって叙述し、その必然性を強調する傾向があるように思われる。

しかし、機能論的アプローチによって戦争目的の解明はたして可能なのだろうか。両者を意識的にせよ無意識的にせよ混同することは、本来、原因論的アプローチの核心部分をなすところの戦争目的の解明をむしろあいまいにするという危険をはらむのではないか。

また、戦争目的を厳密にするためには、現実的な、あるいは実体としての目的と、その目的を合理化する理念^{II}イデオロギーとをはっきり区別することも必要であろう。たとえば「王道楽土」「八紘一宇」あるいは「アジアモンロー主義」「大東亜共栄圏」といった各種の理念・理想は、多分に戦争遂行のための大義名分的性格をもっているし、実際、国民を戦争に総動員するためのイデオロギー、つまり、戦争を遂行するための手段であって、それ自体をいく

ら分析しても、厳密な意味での戦争目的が明らかになるとは必ずしも思えないのである。

ここで言う厳密な意味での戦争目的とは、むしろ、そうしたイデオロギー的要素を思い切って除去し、当時の中国をめぐる国際関係そのものに内在する、現実的で具体的な利害のことをさしている。この戦争の侵略的性格を明らかにするためには、これまでに達成された数多くの戦争の実際究明的研究とともに、この点の究明が必要であるし、また、戦争を合理化するイデオロギーを批判するうえでも有効ではないかと思う。

三 「経済的国際帝国主義」

戦争目的を考察するうえで大切なことは、決して一國史的な視野で見てはならないということであろう。その意味で、以下に引用するJ・A・ホブソンの言葉は重要な示唆を含んでいる。

今でも資本家的開発のために大きな地域が残っている。これらの中最大のもの、即ち支那は、日本の独占的開発のためにマークされているように見える。しか

しこの外観はあてにならない。というのは、支那開発の仕事は日本の国民的資源には極めて過重だからである。もしも西洋の数カ国の資本家達が、別々に国民的開発地域を求めようとして彼等同志で争う代りに、知性的な協同の能力があつたならば、彼等はアジアにおける共同の国際的企業のために結合するであろう。この計画は西洋資本主義の全体をして、もう一世代活発有利に生き延びることを得させたかもしれない。このような経済的国際帝国主義の計画は、現在ではもはや可能でないかもしれぬ。なぜなら日本はヨリ富裕な西洋からの金融的援助なしには、その自己に課した仕事を遂行することはできないにしても、日本が必要とする資金の供給のため西洋諸国の金融業者をば互に競争させることによってこの援助を得、しかも伴って起るべき支那の政治的支配については、それら諸外国の政府に何等實際的な分け前を許さずにすまし得るであろうから。

これは彼の古典的名著『帝国主義論』の一九三八年版への「序言」のなかの一節であるが、全体の文脈から言つて、

盧溝橋事件以後に書かれたものと思われる。ホブソンは、危機に瀕した「西洋資本主義」がお命脈を保つために残された道を、「経済的国際帝国主義」の手による中国の開発事業に見いだし、だが、その道は日本が中国との全面戦争に突入したことによつてとぎされたと見ている。これは当時の状況認識としてはかなり事態の本質をついたものであった。事実、一九三七年五月ごろには、イギリスの主導のもとにいわゆる「一千万ポンド幣制借款」計画が具体的な進展をみせており、それは列国共同の援蔣借款の本格的開始となるはずのものであったのである（この借款計画については後述する）。

ところで、ホブソンの言う「経済的国際帝国主義の計画」つまり国際資本の共同による中国市場開発の試みは、決して一九三七年の直前に始まったのではない。その起源ははるか第一次世界大戦のさなかにまでさかのぼる。したがつて、日中戦争の、あるいは「十五年戦争」の戦争目的の究明もまたその時点にまでさかのぼつて検討を加える必要がある、さらに具体的に言えば、私は、一九一七年の石井ラッシング協定と一九二〇年の新四国借款団の結成がその端緒をなすと考えている。

四 門戸開放と特殊關係

合衆国及日本政府ハ領土相近接スル国家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生スルコトヲ承認ス。從テ合衆国ハ日本國カ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス。日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ特殊ニ然リトス。

(引用文中の句読点は筆者、以下同様)

これは、一九一七年十一月に日米兩國の間でむすばれた中国に関する協定、いわゆる石井ランシング協定の有名な冒頭の部分である。前半の普遍的公理としての「特殊關係論」がモンロードクトリン以来のアメリカの原則的立場であることは、すでに指摘されてきた周知の事実であるが、この「公理」が、やはり、アメリカの基本的対中国政策である門戸開放政策と結合されたことに、この協定のもつ重要な歴史的意義がある。

私は、かつて本誌第四号の拙稿「石井ランシング協定の前提」⁽⁶⁾においてこの協定の検討をこころみ、この協定成立の背景として、日米間の交渉と密接不可分なたちで展開されていた英米間の交渉の存在を指摘した。その内容を要約すれば以下のとおりである。

この交渉はイギリスが従来から勢力範囲として排他的に市場独占してきた揚子江流域の湖北省へのアメリカ資本の参入の要求をめぐってなされたものである。くわしくは拙稿にゆずるが、イギリスは、アメリカの市場参入を認めることは日本が同地域を政治的に独占する道を開くものであるとして拒絶した。これに対し、アメリカはイギリスの危惧を解消する手段として、日本をふくめた關係諸国による門戸開放主義の遵守の協定を提案したのである。

長江流域は中国のもっとも経済的深部であり、この地域の開発、とくに鉄道建設は、中国における統一的な全国市場の形成の決定的ポイントをなした。一九世紀末以来、その利権獲得のために列強はたがいに熾烈な外交戦を展開してきたが、一九一三年から一九一四年にかけて、イギリスがチベットから長江流域全体を東西につなぐ浦信・寧湘・沙興の三鉄道敷設権を獲得したことによって、この長江流域を舞台とする利権獲得競争でのイギリスの優位は決定的となっていた。

石井ランシング協定については、これをアメリカの参戦にともなう日米相互牽制の一時的な政治的妥協の産物であると見るのが通説的理理解であった。だが、日米交渉の背景

に以上のようなイギリスの勢力圏を舞台とする市場開放をめぐる角逐があったという事実、この協定の目的をこれまでの通説的理解のように政治的側面からとらえるよりも、むしろ経済的な側面からとらえる必要があるように、私には思えた。つまり、第一次世界大戦の結果としての帝國主義諸国間の市場再分割こそが石井ランシング協定の根本的な動機ではなかったか、と。

以上が、私が拙稿であきらかにした諸点である。だが、拙稿を発表した段階では、アメリカが、日本の勢力範囲を特殊関係地域化することによってその存続を實質的にみとめるに際して、「公理」としての「特殊関係論」（本節冒頭の引用）をもちだしたことの意味については、検討が不十分であったように思うので、ここで補足しておきたい。

私は、そこに以下の二重の意図がこめられていると考えている。第一に、アメリカはこの協定を決して一時的なものとして認識していなかったこと、第二に、アメリカはこの「公理」を、日本だけでなく、それ以外の関係諸国——対戦国ドイツは別として——とくにイギリスとの間で相互確認をめざしていたこと。

勢力範囲を成立させている国際法上の根拠は、原則的に

は中国をもふくめた二国間ないし多国間の相互協定である。したがって、「領土相接近する国家の間には特殊の関係を生ずる」という「公理」を中国と条約関係を有する関係諸国間で相互確認するということは、現存する勢力範囲をこの「公理」を基準として再編することを意味している。つまりアメリカの意図は、この基準が適用されない勢力範囲地域の「開放」にあったのであり、その「開放」の対象としてもっとも有望視されたのが、イギリスが勢力範囲としてこれまで排他的に独占してきた揚子江流域ではなかったか。

事実、このアメリカの意図は、一九一八年にアメリカが日本、イギリス、フランスの三国に提唱し、二年におよぶ利害関係の調整過程をへて一九二〇年に結成された対中国投資の国際的独占機関である新借款団によって達成される。

周知のように、この新借款団は単に将来の対中国投資を独占するためだけでなく、これまで各国が保有してきた未成の鉄道敷設権を四国で共有化することを条件として結成され、その結果、日本は「満州」地域の利権は共有化から除外され、「内蒙古」にかかる利権はこれを新借款団に提

供した。⁽¹⁰⁾

私自身の研究も含めて、従来の新借款団についての研究では、あまりにも日本の「満蒙」問題をめぐる交渉に目を奪われすぎていたように思う。しかし、むしろ、この新借款団問題で重要なのはイギリスの問題であって、イギリスは前記三鐵道利権のうちチベットにつながる沙興鐵道は除外対象となったが、長江を南北にはさんで平行して東西にのびる浦信・寧湘の兩鐵道敷設権は新借款団の共有事業とされたのである。日本が属領化した朝鮮に接壤する「滿州」を新借款団の共同事業範圍から除外することを認め、「内蒙古」については認めなかった、いわゆる「満蒙」問題の処理の仕方は、このイギリスの利権問題と深くかかわっていたと見るべきであろう。

いずれにせよ、こうして國際資本による長江流域開發計画は、着実にその準備をととのえつつあったのである。

五 長江流域開發計画

アメリカの主導による國際資本共同の長江流域開發計画（その根幹となるのは鐵道建設であるが）は、しかしながら、第一次大戦後の中国ナショナリズムのはげしい抵抗に

あった。そのため、ようやく実現にこぎつけた新四國借款団は、中國政府からの承認を得ることに成功しないまま、やがて國民革命・北伐の段階にいたる。この間の中國民族運動の新借款団反對運動や、それに対抗して國際資本側が打ち出してくる中國の國際共同管理體制構築の試みと挫折、これらについては拙稿⁽¹¹⁾を参照していただきたい。

長江流域開發計画がようやく具体化の可能性をもつてくるのは、一九二七年のいわゆる「四・一二クーデタ」による蔣介石の共產黨彈圧によって國共合作がやぶれ、中国ナショナリズムが分裂状態になってからである。

反共中央政權としての蔣介石政權は、一九二〇年代末から一九三三、四年にかけて、一方で国内の反蔣運動を制圧して各軍閥勢力の軍事力を國民中央軍に編成し、他方、江西省・湖南省・広東・広西省など長江流域から南部にかけて大きな影響力を保持していた共產黨勢力を、いわゆる「安内攘外」「共匪掃討」によって駆逐することに成功した段階で、ほぼ確立しつつあったとみてよい。

この蔣介石政權のもとで中國の經濟開發は急ピッチに進められる。一九二七年から一九三七年にかけてのいわゆる「全國經濟建設」がそれである。一九三七年に中央黨部國

民經濟計画委員会がまとめた『十年來之中國經濟建設（一九二七—一九三七）』によれば經濟建設の内容は鐵道・實業・交通・財政・水利・流通等々、多方面にわたるが、とくに新規鐵道の建設は「鐵路者、一切實業之母也」としてその重点課題とされ、なかでも、廣州から武昌をへて長江を北に越えて中國北部と連絡する京粵鐵道の完成、及び浙江省杭州を起点に江西・湖南兩省を長江の南側にそって横斷する浙贛鐵道の建設、この「縱斷兩大幹路之完成」が全國經濟建設の成否の要として位置づけられた。

國際資本の側もまた、蔣介石政權を中國市場開放の中國側の相手とすることへの確信を強めた。長江流域の經濟開發という國際資本の夢は、ようやくこの蔣介石政權のもとで「全國經濟建設」計画において現実味を帯びるにいたつたのである。

六 「二重政策」

第一次世界大戰後の日本の對中國政策もまた、新四國借款團が結成され、國際資本による長江流域開發が具体化するることによって変化していく。その変化は最初はず、中國ナショナリズムへの一定の配慮、それまでの露骨な内政

干渉の手控えとなつてあらわれた。

たとえば、一九二〇年六月參謀本部第二部作成の「新四國借款團ノ成立ト帝國ノ對策」¹³は次のように述べている。

財團ノ計画スル對支投資ナルモノハ必スシモ帝國ノ經濟的要求ト合致スルモノニアラス。之レ帝國ト彼等財團トノ經濟的事情ヲ異ニスル自然ノ歸結ナリ。茲ニ於テカ帝國ハ更ニ借款團活動範圍外ニ於テ帝國ノ必要ニ基ク活動ヲ策セサルヘカラス。

借款團以外ニ於ケル有利ナル投資ヲ為サントセハ支那民心ノ好感ヲ得ルニアラスハ殆ト不可能ナル狀況ニアリ。支那民心ニシテ帝國ヲ去ランカ如何ニ必要ナル借款ト雖之ヲ行フニ由ナク帝國ハ唯借款團ノ自由ニ放任シ借款團規約外ニ於ケル如キ活動モ一場ノ夢想ト化シ去ラン

ただし、「支那民心ノ好感ヲ得ル」といっても、その目的は「列國ノ對支政治的圧迫ノ緩和」にあつて、そのための手段はあくまで日本の軍事力の優位を背景とした「友情的援助」の一方的押しつけにすぎなかつた。同「對策」はつ

づけて次のように述べている。

政治、経済、財政、教育、軍事等諸般ノ改造ニ対シ誠意誠心東亜民族トシテノ友好的援助ヲ与フルト共ニ、帝國ノ国家生存上ノ必要ニ基キ世界ニ主張シテ謬ラサル帝國ノ対支要求ハ一步ト雖之ヲ譲ル事ナク、以テ彼ラヲシテ我カ温情ノ暖キヲ樂ムト共ニ帝國実力ノ存スル力ヲ自覚セシムルヲ要ス。

このように、つねに軍事力行使の衝動を内にもつとはいえ、出来るだけ中国のナショナリズムを刺激することを避けるという姿勢は、すくなくとも国民革命・北伐の段階以前の日本の対中国政策に一貫してみられる特徴である。

もうひとつの特徴は、この当時「二重政策」とよばれた対中国政策のなかにみいだされる、中国「本部」地域重視の姿勢である。

さきの引用文中にある「借款団活動範圍外ニ於テ帝國ノ必要ニ基ク活動」とは、おもには日中兩國の特殊關係地域として借款団の活動範圍から除外された「滿州」での活動を指すと考えるのがいちおう妥当である。だが実は、借款団が共同開発の対象地域においても、現実に事業が進捗し

ている場合や、中央・地方政府の關係しない事業については「借款団活動範圍外」の投資活動は規約上可能とされており、參謀本部第二部が作成したこの「新四國借款団ノ成立ト帝國ノ対策」は、「滿州」における投資活動についてはほとんどふれず、もっぱら、中国「本部」を対象地域でこうした規約上可能とされる分野についての方策が講じられているのである。

「二重政策」については、支那駐屯軍司令部作成「支那共管問題ノ研究」（一九三三年）¹⁴、「在支諜報武官會議記事」（一九二五年）¹⁵などの文書で確認されているが、その内容は、「滿蒙」においては独自に日本の特殊地位の強化をはかり、中国「本部」においては列國との共同歩調のもとに、外見的には内政不干渉の方針をとって中国ナショナリズムの矛先をかわしつつ、裏面では親日派軍閥の保護育成をはかって、中国「本部」に有利な地歩をしめるというもので、「滿蒙」の特殊地位の強化と中国「本部」への進出という二つの目的を、同時に追求しようというところに、その特徴がある。

国民革命が開始され、北伐が展開される段階になると、周知のように、日本はそれまでの外面的内政不干渉の仮面

をかなぐりすて、列強に率先して中国ナシヨナリズムに対
する武力的弾圧の乗りだすのであるが、その場合でも、中
国「本部」、とりわけ長江流域を重視する姿勢は変わって
いない。

たとえば、有名な文書『対支作戦ハ如何ナル動機ニテ勃
発スルヤノ研究』¹⁶(一九二七年の山東出兵直後当時、在中國
公使館附武官であつた本庄繁が作成)は、次のように述べ
ている。

長江ノ流域及其以南ニ於ケル沿海地方ハ一般ニ天恵ニ
富ミ夙ニ欧米文化ニ刺戟セラレテ其文化的発達亦北方
地方ノ比ニ非ス。從テ商況殷賑ヲ極メ本邦ノ対支貿易
ノ重点亦此地方ニ存ス故ニ帝國ニ対スル經濟的価値ノ
至大ナル固ヨリ論ヲ俟タサル所ナリ。然レ共此価値タ
ルヤ純粹ナル經濟的範圍ヲ脱セサルモノニシテ、若シ
政治的ニ此種価値ヲ觀察セハ……一朝有事ニ際シ帝國
カ太平洋上ノ海上権ヲ確實ニ領有スル間ニ於テハ此地
方資源ニ頼ムヲ得ヘキモ、不幸ニシテ之ニ反スル情況
ニ立チ至ルニ於テハ最早之ニ依テ我生存ノ保障トスル
コト能ハサルニ至ルヘシ。斯クテ最モ不利ナル場合ヲ

予想スル帝國ノ活路ハ……滿蒙ヲ中心トシ吸収シ得ル
資源ニ需ムルノ外ナカルヘシ……滿蒙一帯ハ亦有事ニ
際シ何時ニテモ我実力ニヨリ領有シ得ル地方ニ屬ス。
茲ニ於テカ滿蒙及北支那一帯ノ物資ハ帝國々防上ノ見
地ヨリスル唯一ノ糧ニシテ……帝國ノ存亡ヲ決スヘキ
重大ナル關鍵タリ。

ここに示された見解が当時の日本軍部の主流的立場を代
表するものであつたことは、その後の歴史が証明している。
まさにこの本庄繁が書いたシナリオを地で行くかのように
して、日本は「滿州事変」を引き起こし、「滿州国」を中国
から分離して事実上の日本の領有とし、さらに、華北地方
の分離工作を展開していった。

ところで、この本庄の見解に関して、私は次の点に注目
したい。すなわち、經濟的価値からする長江流域の重要性
の認識と、國防的見地から見た場合の「滿蒙・北支」地域
の重要性の認識の並存である。たしかに、本庄は經濟的見
地よりする長江流域の価値よりも國防的見地から「滿蒙・
北支」地域により重要な価値をとらえている。しかし、本
庄は、同時に日本にとって長江流域がもつ經濟的意義を決

して否定してはいないのである。

新借款団の結成以後、一九二〇年代前半を通じて確立された「二重政策」は、外見的内政不干渉の放棄、および列強間で確認された特殊関係地域を「満州」からさらに華北へと拡大（満州国）建設はまさにこの特殊地域拡大の論理的根拠を獲得するために必要だった）という点で重大な修正がなされたが、それにもかかわらず、「満蒙」の特殊地位の強化と中国「本部」への進出という二つの目的の同時追求をめざした「二重政策」の基本的立場は、放棄されたわけではなかったと、私は考えている。

七 南 海 鉄 道

江西省北中部の九江と南昌をむすぶこの鉄道は、一九〇七年に日本興業銀行が資金を提供し、ついで東亜興業株式会社の設立とともに、同社の借款資金によって、一九一五年に建設された。この鉄道の形式的な経営権は中国の南海鐵路会社が有したが、建設資金はすべて東亜興業株式会社（その大半は政府資金）の出資によっており、実質的には日本の、それも、日本が長江地域に保有する唯一の外債鉄道であった。一九二二年には、日本政府は東亜興業株式会

社と南海鐵路公司とのあいだに統借款契約を成立させ、同鉄道の経営基盤の改善を口実に、鉄道をさらに延長する権利を獲得することに成功した。

だが、この鉄道は、国民革命の嵐のなか、一九二六年に北伐軍に占領され、一九二七年以後は事実上蔣介石政権の支配下におかれた。日本がこの鉄道をふたたび掌握するのは、後述する一九三九年の日本軍による長江流域侵攻作戦で九江―南昌の占領に成功して以後のことである。

外交史料館には、この南海鉄道に関する一件史料が現存する（ただし、国民革命期の動向に関してはかなりくわしいが、「満州事変」前後および日中戦争期以後の部分は欠落がかなりあって、不明な点が多い）。そのなかに、「南海鉄道借款契約ニ関スル件」と題する一九三五年に外務省が作成した極秘、未定稿の調査がある。つぎに引用するのは、その一節である。

本借款ハ南支鉄道計画（日清戦争ニ依ル台湾領有及明治三十一年福建不割譲約定後福建ヲ足場トシテ南昌（九江）ヲ経テ漢口ニ達スル大縦断鉄道ノ利権獲得ヲ計画セルヲ言フ）ノ一部トシテ南海鐵路公司ニ借款團

係ヲ附ケタルモノニシテ、大正四年英國京湘鐵道計画ニ關聯スル日英交渉、大正四年ノ所謂二十一ヶ条交渉等モ南潯鐵道ヲ足場トシテ南支鐵道計画（又ハ其ノ變形）ノ完成ヲ期シタルニ外ナラス。

一九一五年の對華二十一ヶ条要求の主要目的がこの南潯鐵道を拠点とする「南支鐵道計画」の實現にあつたかどうかは、この史料だけでは即断できないが、その動機の重要な部分をなしていたことは確かであろう。事實、南潯鐵道の延長線敷設権は、かの悪名高き第五号——中國の政治的軍事的從屬化をめざす、中央政府への政治財政・軍事顧問の日本人傭聘や、日中「合同」の警察機構創設、軍事産業の日中合弁など——いわゆる「希望条項」のなかにふくめられており、しかも、その後、中國ナショナリズムの反発と列強の反対によつて、さすがに日本政府もこの第五号を強要することは断念したが、なぜかアメリカはこの南潯鐵道の延長線敷設権の要求については反対せず、この条項は日中兩國間の繼續審議の扱いとされた。¹⁹ その結果、日本は一九二二年の續借款契約で南潯鐵道の延長線敷設権を獲得するにいたるのである。

わずか九〇マイルたらずのこの鐵道が、じつは、「江西省首府南昌ニ集中スヘキ六大線（南京線・杭州線・沙頭線・韶州線・長沙線及武昌線）ヲ長江ニ連絡スル唯一ノ鐵道」（一九二一年外務省調書）²⁰として、日本にとつて、義和団事件いらいの「願望」である中國中南部支配の戰略的拠点として位置づけられていたことについては、すでに前掲拙稿で述べたところである。その際、私は、イギリスの長江流域における勢力圏の開放という点では日米兩國の利害は一致しており、その日本側の背景には南潯鐵道延長計画があつたことも、あわせて指摘しておいたが、上記のことがらはこれらの主張がそれほどはずれではなかつたことを示してくるように思う。

この南潯鐵道延長線敷設権（契約上は續借優先権）は、國際資本による長江流域共同開發が実行にうつされる際に、日本がそれに參入するための、文字どおり唯一の根拠であつた。それゆゑ、日本は南潯鐵道の實質的經營權が中國側に掌握されて以後も、この權利だけは決して手放さうとはしなかつた。さきの外務省調書はこの点について次のように述べている。

南支鐵道計画以來ノ経緯及本鐵道ニ対スル投資ノ本来ノ目的ト最近支那側ノ鐵道網計画ニモ鑑ミ本件統借優先權ノ放棄ハ考慮シ難シ。……或ハ本邦財政ノ現状及滿州及北支ニ対スル投資ノ必要ニ鑑ミ、統借ノ申出アリトスルモ我方トシテ之ニ応スル能ハサルヘキニ付本件權利ハ不要ナリトノ論ヲ為スモノアラム。又借款ノ整理完成セハ当然本件權利ハ消失スルニ付今放棄スルモ差支ヘナシトスルモノモアラム。然レトモ借款ノ整理完成迄ニハ大体二三十年要ス。

今後二、三十年ニ亘リ我方財政ノ余力ナシト予断スルハ早計ニ失スルノミナラス、其ノ間ノ支那ノ状況、支那鐵道ノ發展如何ニ依リテハ本件權利活用ノ機ナシトセス。

史料前段にある「支那側ノ鐵道網計画」とは、同調査によれば、前述の、蔣介石政権下に全国經濟建設の名のもとに急ピッチで進められつつあった江西省における鐵道網建設をさしている。また、權利放棄論がおもに大蔵省側の主流的見解であったことは、南滿鐵道一件史料中にしばしば見いだされる。

いづれにせよ、日本は「滿州事変」から「滿州国」の樹立、さらに華北侵攻とその侵略の重点を特殊關係地域の支配強化・拡大にかたむけつつあったが、この時期においても、長江流域支配を決して放棄していないどころか、中國情勢の展開にその実現の機をうかがっていたという事實は、日中戦争の全面化の理由を検討するうえで、重要な意味をもつものと私は考える。

八日 中 戦 争

日中戦争はなにをめぐりて起こされたのか。その全面化の原因の根本をなす戦争目的はなにか。このことを語るためには、本稿の「三『經濟的國際帝國主義』」の部分でふれておいた、一九三七年の「一千万ポンド幣制借款」について説明しなければならない。

周知のようにこの借款は、一九三五年の中國幣制改革に端を發している。イギリスの全面的指導のもとにすすめられた中國の幣制改革は、中國の全国的市場形成の基盤的條件をなすとともに、その成否は蔣介石政権の軍事的成功とあいまって、同政権が名実ともに中國の中央政権として確立するか否かの試金石であった。イギリスは金融政策の大

物実力者リースロスを極東に派遣してその実地指導にあたらせるとともに、日本との協同を交渉させたが、日本は、中国の「自力更生」を主張して協力を拒み、逆に華北分離工作を強化して、幣制改革の実施を消極的に妨害した。

「一千万ポンド幣制借款」は、こうした経過ののち、イギリスが幣制改革の全面的成功のための金融的援助として計画されたものであった。大規模外債の下準備としての中国の旧外債整理は、すでに一九三七年二月からロンドンにおいて、米、英、中、三国間で調整作業が始められており、六月末にアメリカ銀行団の指導者ラモントが語ったところによれば、この旧債整理のアメリカ分は七月初頭に全て完了する予定であった。⁽²³⁾ こうしてイギリスはすでにアメリカの協力を得ることに成功し、もし日本が賛同すれば、この借款は列強共同による蒋介石政権に対する財政援助の本格的な出発となるはずのものであった。

この借款計画は、これまでの日本の消極的態度を考慮して、日本に対する事前交渉を抜きにして始められ、この借款計画がイギリス政府から日本側吉田茂駐英大使に伝えられたのは一九三七年六月二一日であった。この時、イギリスは同時に新借款団の解散をも提案し、しかも、アメリカ

カ政府がこれについてすでに同意していることを明らかにしたのである。⁽²⁴⁾

一九三七年七月五日、つまり「盧溝橋事件」の前々日、駐華大使川越茂は広田外相に宛てて、有名な意見書を送っている。⁽²⁵⁾ 川越はそのなかで、「今次英国ノ態度ハ極メテ強硬ナルモノト予想セラルルアリ、我方一片ノ反対表示位ニテ本件ノ実現ヲ阻止シ得ルモノト多寡ヲ括ル如キハ甚タ危険ト言ハサルヘカラス」と危機感を訴え、その対応策として、次の三つの選択肢を提示した。

- (一) 局外ニ在リテ英国单独ノ（若クハ日本ヲ除ク国際借款団ノ）借款成立ニ同意ヲ与フルカ
- (二) 局外ニ在リテ右ノ成立ヲ妨害スルカ
- (三) 我方ノ参加ヲ主張スルカ

川越大使によれば、(一)の方策はかりにその代償としてイギリス側から「北支」を日本の勢力範囲とする了解をとりつけるとしても、それは「我永続的対支政策トシテ斯ノ如キ『バーゲン』ハ絶対ニ執ルヘカサル所」であった。また、(二)の方策については、単なる威嚇によってイギリスの姿勢を弱めさせ、幣制を破壊することは今となつては不可

能であり、しかも「我國際情勢ヨリ見テ少ナクトモ茲当分ハ直接間接支那ヲ破壞シ乃至ハ之ニ痛撃ヲ加フル程度ノ実力ヲ支那ニ用フルコト至難」であるとの判断から、川越はこの方策もまた不可とした。結局、川越は、むしろ日本から進んで参加し、「依テ以テ我方要求ヲ容レタル借款トシテ成立セシムルカ、然ラサレハ支那側ノ応諾シ難キ条件ヲ提出シ之カ成立ヲ阻止スル如ク策スルモ可ナルヘシ」とする第三の方策以外に日本のとるべき道はないと具申した。

この川越大使の意見具申が端的に物語っているように、「一千万ポンド幣制借款」への「平和的」手段による対応は非現実的な選択ではなかったし、この段階では日中戦争の全面化が日本の支配者たちにとって不可避的選択であったとは決していえない。

だが、結局、日本の支配層内部の侵略的冒険主義者たちは、この川越大使の意見具申を聞かず、川越大使が指摘した第二の方策、つまり「直接間接支那ヲ破壞シ乃至ハ之ニ痛撃ヲ加フル」ことにより、この借款の成立を阻止するというもつとも野蛮で、最悪の手段をえらび、この機に蔣介石政権に対して「一撃」を加えるべく、日中間の全面戦争へとつき進んでいったのである。

ところで、注目すべきは川越大使が示した第一の方策で、日本を除いた共同借款を認めるかわりに「北支」を日本の勢力範囲とする了解をとりつけることは「我永続的対支政策トシテ……絶対ニ執ルヘカラサル所」とした点である。

これはつまり、華北分離工作ニ特殊關係地域化それ自体は、「永続的対支政策」の根本目的ではなかったということとを意味する。また、そうであるからこそ、侵略的冒険主義者たちもこの方策を選択しなかったであろう。

つまり、たとえ日本が参加したにせよ、イギリスおよびアメリカが主導権を握ったかたちで、中国中南部とくに長江流域を完全に制圧した蔣介石政権のもとで中国の開発が実施されること、そのことが、彼らのもつとも危惧した点ではなかったか。

換言すれば、あくまで日本の主導権のもとでの長江流域の経済開発、これこそ、日中戦争の全面化を推進した基本的動機、すなわち戦争目的ではなかったか。

「一五年戦争」の全過程を通じていくつもの重要な転機が存在すると思われるが、とくに中国「本部」、なかならず長江流域の経済開発をめぐる中国および列強相互の利害対立がきわめて具体的となったこの時期が決定的に重要で

あるように、私には思える。

この結論は、なお仮説的見解の域を出ないと思う。しかし、これに関して、いくつかの課題は提示できる。現在、私がついている検討課題のひとつは、武漢攻略戦後の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一月末にかけて展開された日本軍の長江流域制圧作戦、いわゆる呂集團作戦である。すでに述べたようにこの作戦は南潯鉄道の奪還および浙贛鉄道の支配をめざしたもので、その作戦目的は「大陸命第三二六三号」によれば以下の通りである。

岳州ヨリ下流揚子江ノ交通ヲ確保シ武漢三鎮及九江ヲ根拠トシテ敵ノ抗戦企図ヲ破摧ス。其作戦地域ハ概ネ安慶、信陽、岳州、南昌ノ間トス。

この作戦地域こそは、まさにこれまでに述べてきた長江流域開発の中心部をなす大陸縦横幹線の交差する地域であった。

日本軍はこの地域の制圧のために最大の部隊・最新鋭の兵器（国民党側の記述では飛行機はもちろん毒ガスまで使用された）を投入し、また蒋介石中央軍も全力をかけて日本の侵攻に応じた。この作戦が日本側の優勢のうちに終了

したさい、呂集團参謀本部は次のように総括している。

熱熱按ずるに事変勃発後二年有半敗衄を重ねたる蔣政権衰退の機に臨み会西歐に動乱の勃発するあり。近く親日政権の樹立を見んとし且北辺の戦事一時小康を保ちつつあり。敵の抗戦力の核心に対して一大鉄槌を加へ、以て其容共抗日政策を転じて防共親日たらしむべき機は方に此秋に在りと謂ふべし。

この作戦の開始と同時に創立が準備された華中鉄道株式会社もまた、十分に検討する必要がある課題である。この会社は華中における既成鉄道の管理運営とともに、同地域における新規鉄道建設事業を一手に独占する目的で設立された。「維新政府」の特殊会社であったこの華中鉄道株式会社こそは、日本がその軍事的占領地域において日本の主導権のもとに実現しようとした長江流域開発の事業主体たるべきものであったように、私は推測している。

だが、この鉄道会社の実態については、私は現在のところ、まとまった史料をもたない。とくに国際資本との関係の有無など、明らかにすべき点が多く残されている。

九 総 括

以上、私がこのノートで言いたかったことを整理すれば、だいたい次の五点に要約することが出来る。

第一に、門戸開放と特殊関係論というふたつの原理を、機械的に対立させてとらえてはならないということ。

第二に、「十五年戦争」をこの一見対立的に映るふたつの原理の単純な闘争の過程として把握するのではなく、逆に両者の結合の「産物」という視点からとらえなおすこと。

第三に、第一次世界大戦後に本格化する中国の経済開発をめぐる国際資本の共同と闘争こそが、「十五年戦争」の基本的背景をなすものであったこと。

第四に、日中戦争の全面化はまさにそれゆえに太平洋戦争への決定的転換点であったこと。

第五に、したがって、「十五年戦争」の結果は日本の対中国政策の破綻であるとともに、中国市場の全面的開放と開発という、国際資本の試みの挫折でもあったこと。

これらがはたして歴史の真実にいくぶんかでも合致するものかどうかは、読者の批判に仰ぐほかない。

〔注〕

- (1) 江口圭一「十五戦争小史 新版」、一九九一年。
- (2) 蔡北華主編「論対外開放」、一九八八年、上海人民出版社。
胡繩「歴史和現実」、一九八八年、上海三聯書店。
- (3) 一九八七年七月に開催された日中戦争に関する日中學術討論会は、こうしたとりくみに一段階を画するものである。
- (4) ホブソン著・矢内原忠雄訳「帝國主義論」、一九五一年、岩波文庫、上巻、二八―二九頁。
- (5) 松葉秀文「米国の対中国政策（一八四四―一九四九年）」、一九六九年、一六八頁。引用文も同書。
- (6) 拙稿「石井ランシング協定の前提」、一九八六年、「奈良史学」第四号所収。
- (7) 田村幸策「支那外債論」、一九三五年、三一五―三二七頁。
- (8) 前掲拙稿、一九頁。
- (9) 拙稿「新四国借款団に関する一考察」、一九七九年、「日本史研究」第二〇三号。
- (10) 臼井勝美「日本と中国 大正時代」、一九七二年、七一頁。
- (11) (9) および拙稿「第一次世界大戦後の中国問題と日本帝國主義」、一九七四年、「日本史研究」第一五〇・一五一合併号。
- (12) 中華民国史料叢編「十年來之全國經濟建設」、一九三七年（一九七六年影印初版）、第一章、一頁。
- (13) 外交史料館所蔵「对支借款団二件」所収。
- (14) 旧陸海軍關係文書T五六七。
- (15) 旧陸海軍關係文書T五九八。
- (16) 旧陸海軍關係文書T六四五。

(17) (6) の拙稿、および村上勝彦「長江流域における日本利権」、一九八九年、安藤彦太郎編「近代日本と中国」所収。村上論文は辛亥革命期における南潯鉄道問題の詳細な実証的研究である。

(18) 外交史料館所蔵「南潯鉄道関係一件 第十九冊」所収。

(19) 松葉秀文、前掲書、一四六、一五七頁。

(20) 外交史料館所蔵、「松本忠雄記録」PVM12-45、14452-14500。

(21) 大蔵省の消極的態度は一九二〇年代末からは一貫している。例えば一九二九年四月二三日大蔵省作成「南潯鉄道接管ニ関スル対策」、外交史料館所蔵「南潯鉄道関係一件 第十八冊」所収。

(22) 幣制改革と日中戦争の関係および後述の堀越意見書について、最初に言及されたのは臼井勝美「『支那事変』前の日中交渉」(一九六一年、「日本外交史研究」日中関係の展開)、国際政治学会)であったと思う。

(23) 外交史料館所蔵、「列国ノ対支援助問題一件」(「松本忠雄関係記録」所収)、一九三七年六月三〇日付若杉ニューヨーク総領事発広田外相宛電報。

(24) 同右、一九三七年六月二三日付吉田駐英大使発広田外相宛電報。

(25) 同右、一九三七年七月五日付川越駐華代理大使発広田外相宛電報。

(26) 『現代史資料』、一九六四年、四一四頁。

(27) 虞奇編著『抗日戦争簡史』、一九六七年、黎明文化事業公司、上巻、三一五〜三一頁。

(28) 『現代史資料』、四二八頁。

(付記)

本稿は、かつて私が京都大学人文科学研究所の古屋哲夫氏主宰の日中戦争に関する共同研究班に参加していた時の、未発表の原稿が基礎の一部をなしている。ただし、原稿の大部分は今回の研究ノートのためにあらたに書いたものである。

私の畏敬する掛谷幸平氏や江口圭一氏の参加する古屋班の研究会の日々は私にとって緊張に満ちた時期であった。古屋氏の報告は私にはつねに刺激的であったし、また、江口氏からは旧稿を書き上げた際に暖かい指導を受けた。だが、学問上の理由によって、せっかくの学問的刺激やアドバイスを生かすことができないまま、またたく間に十年の歳月が流れた。

今年の秋、たまたま私が勤務する奈良県の奈良歴史研究会から報告を依頼された。「十五年戦争」に関するノートを書くことは、一九七四年の学会発表以来の私のなが年の希望であったので、これを機にこの希望を何とか果たしたいと考えた。その時の報告をまとめたのが本稿である。私に報告の機会を与えて下さった中塚明氏、村田修三氏はじめ奈良歴史研究会の方々、それに前記の諸氏へは、未発表の旧稿の一部をこのノートに使わせていただいたことに対するお詫びもこめて、ここにあらためて感謝の意を表する。

(なお、本稿作成にあたり、同僚の青木芳夫、森田憲司両氏から文献・資料を教示していただいた。)